

## 仕 様 書

### 1 自動販売機の仕様

次の条件を満たすものとする。

#### (1) デザイン

市施設の内外装と調和するデザインとすること。

#### (2) 災害援助ベンダー

災害発生時に貸付人が飲料の提供を必要とした場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供する機能を有することとし、専用の鍵を発注者に貸与すること。

#### (3) 販売品目

ア 販売品目は、缶、ビン及びペットボトルなどの密閉式の容器に入った清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

イ 「おいしい秦野の水～丹沢の雫～」を販売品目に入れること。

ウ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

エ 物件番号 財－３については、５品目を上限とし、食品を販売することとも可とする。

#### (4) 利用者への配慮

ア 新旧５００円硬貨及び新旧１，０００円紙幣が使用できること。

イ クレジットカード若しくは交通系ＩＣカードを含む電子マネー又はその両方が使用できること。

#### (5) 環境対策

貸付物件が自治体の公共施設内にあることを考慮し、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。

#### (6) 安全対策

日本工業規格の据付基準や日本自動販売機工業会の自動販売機備付基準マニュアルを遵守し、転倒防止等の安全確保に努めること。

#### (7) 防犯対策

偽造通貨の使用による犯罪の防止に努めるとともに、屋内の設置であっても「自動販売機堅牢基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

### 2 維持管理

#### (1) 商品の補充、賞味期限の管理及び金銭の管理（つり銭の補充を含む。）

などの自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行うこと。

- (2) 販売品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収箱を必要数設置し、使用済み容器等は設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行ったうえ、周辺の清掃をすること。
- (3) 商品の搬入や廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- (4) 関係の法令及び条例を遵守するとともに、本市等関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置するとともに、設置後においても定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、秦野市の責めに帰する場合を除き、設置事業者がその費用と責任において解決すること。
- (7) 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (8) 自動販売機に係る盗難等により商品及び設置機器が汚損又は損傷した時は、設置事業者の責任において対応すること。
- (9) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担すること。

### 3 電気料の算出方法等

設置事業者は、電力使用量計測用子メーター（以下「子メーター」という。）を自らの負担で設置し、貸付料とは別に、秦野市が算定した電気料について、指定する期日までに納入すること。

なお、電気料の算定に当たっては、自動販売機が設置されている建物等の全体の電気料等を子メーターで計測された電力量に基づき、按分するものとする。

また、子メーターの設置に当たっては、計量法（平成4年法律第51条）に基づき、検定満了期間を超過しないよう留意し、必要に応じて、設置事業者自らの負担で交換を行うこと。

### 4 違約金の算出方法

設置業者の責めに帰すべき事由により、賃貸借期間の契約履行ができなくなったときには、本市が算定した違約金について、指定する期日までに納入すること。（算定式：違約金＝現年度月平均売上金額（税込）×落札時貸付料率×0.1×契約不履行月数）

なお、契約不履行月数とは、契約履行ができなくなった日の属する月から契約満了月までの期間を指す。ただし、契約履行開始から1か月に満たない

期間に契約履行ができなくなった場合には、前年度契約していた自販機の月平均貸付金額を参照して算定を行う。（算定式：違約金＝前年度月平均貸付金額（税込）× 0.1 × 36 月）